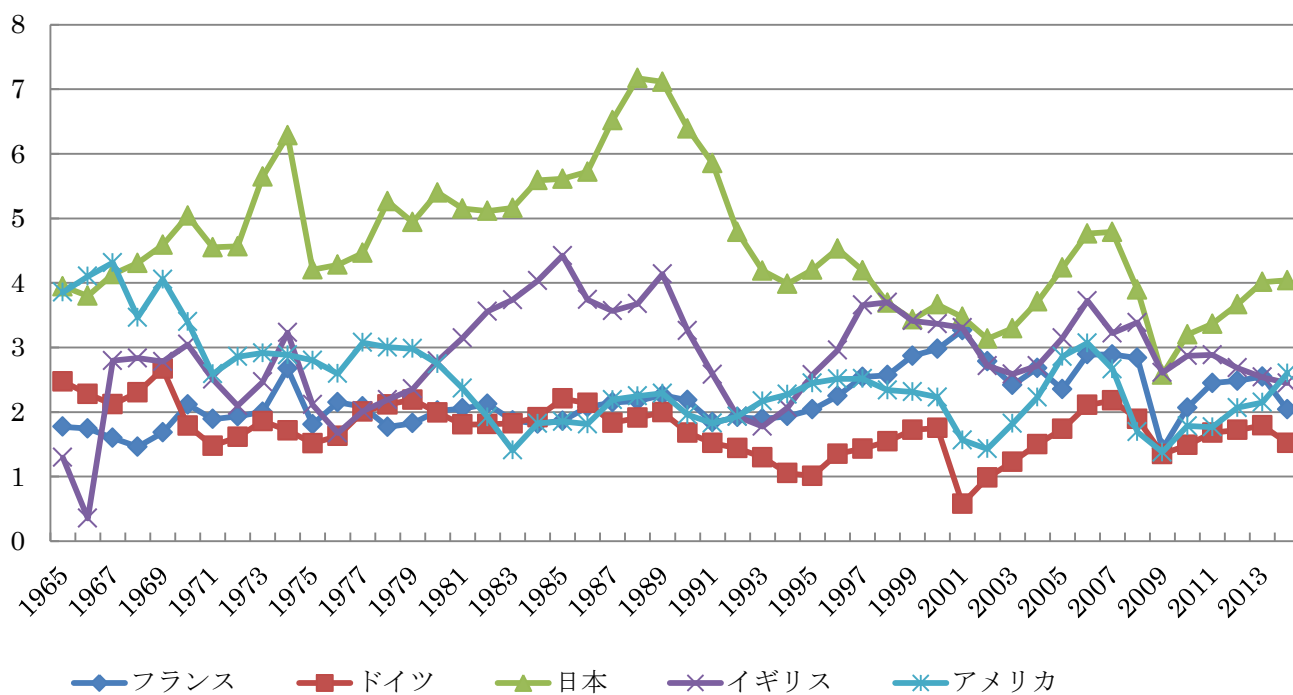


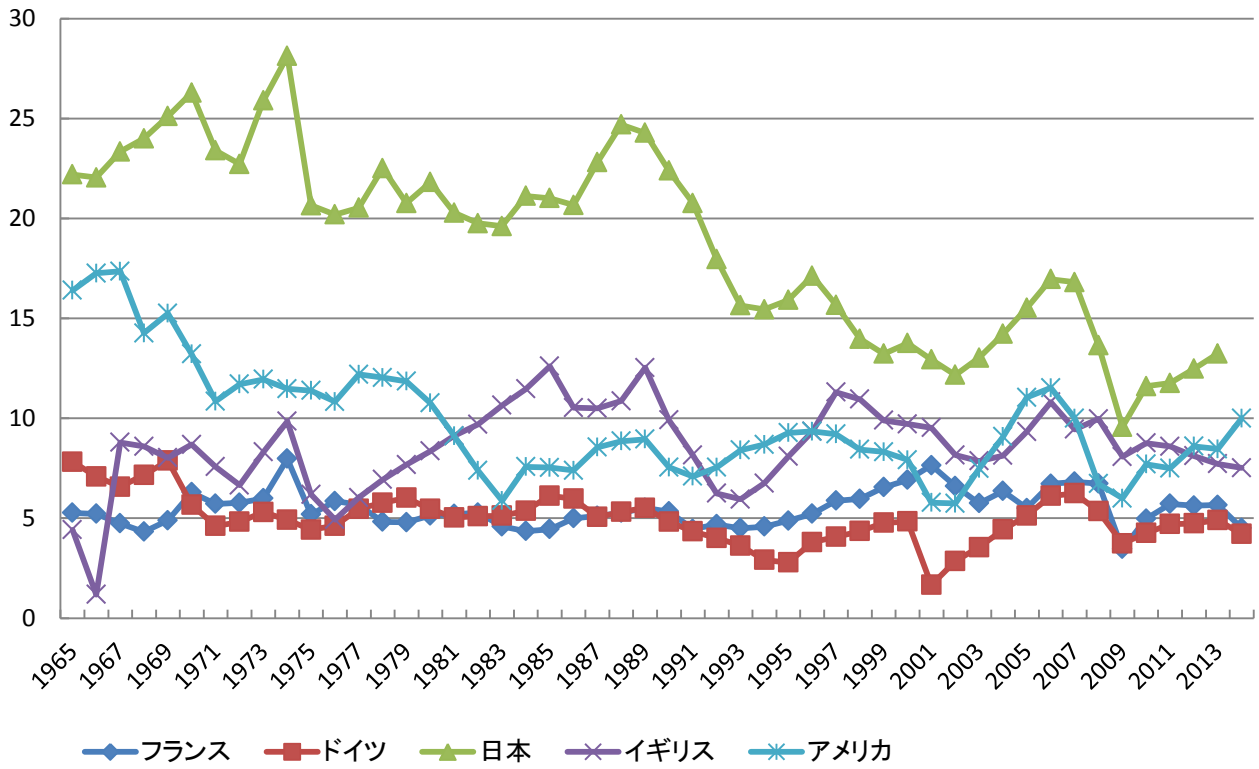
1 日本の法人税の現状：G5諸国との比較 (第12章第1節に対応)

① 主要5カ国の総税収に占める法人税収割合(単位：%)



(出所) OECD Tax Database.

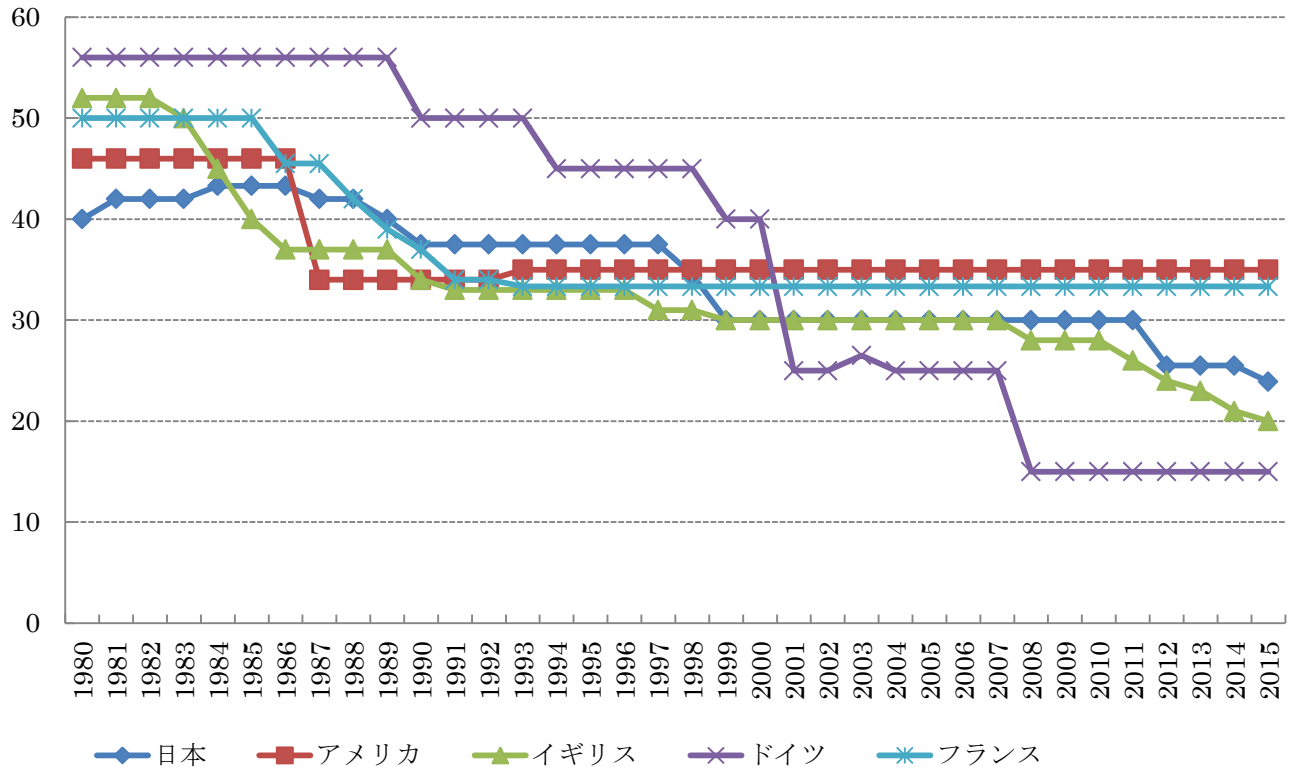
② 主要5か国の GDP に占める法人税収割合（単位：％）



(出所) OECD Tax Database.

2 法人税率

① 国税の法人税率（基本税率，法定税率 単位：％）



(出所) 政府税制調査会第1回法人課税ディスカッショングループ(2014年3月12日)資料

http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/discussion3/2013/_icsFiles/afieldfile/2014/03/12/25dis31kai13.pdf

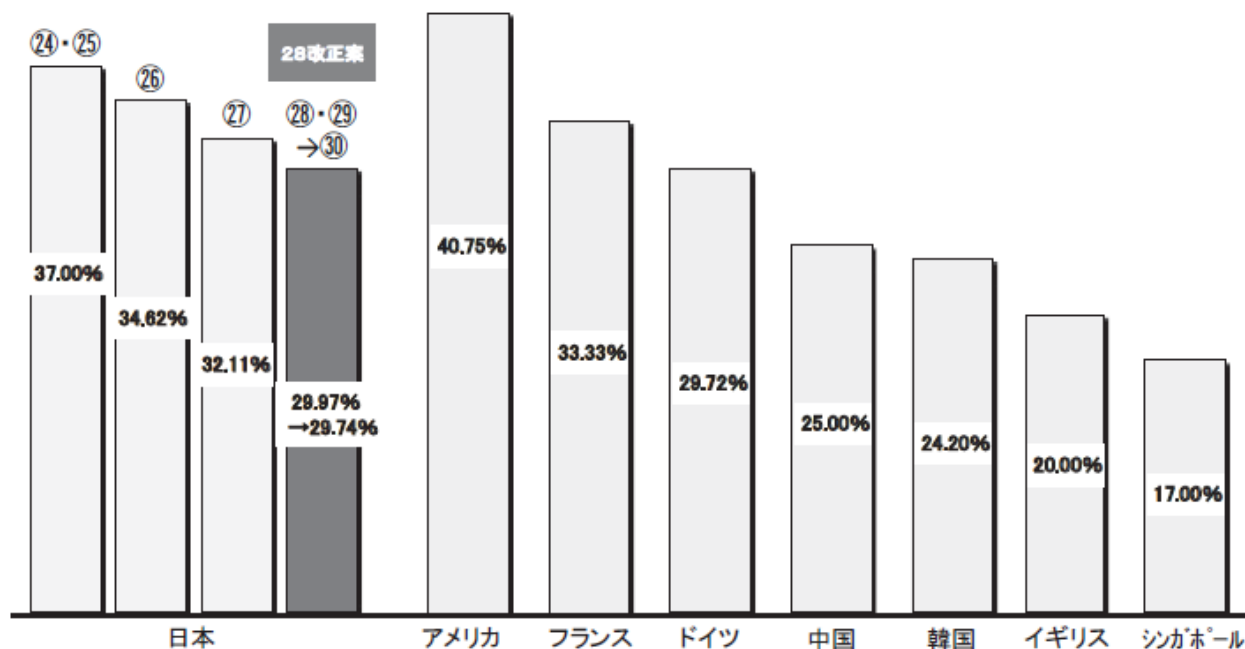
2015年データは、Deloitte Corporate Tax Rates 2015より、

<http://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/global/Documents/Tax/dttl-tax-corporate-tax-rates-2015.pdf>

②財務省型実効税率の国際比較 (215 ページに対応)

資料2-2 法人実効税率の国際比較 (案)

(2015年12月現在)



(注) 法人所得に対する税率(国税・地方税)。地方税は、日本は標準税率、アメリカはカリフォルニア州、ドイツは全国平均、韓国はソウル市。
 なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

(出典)OECD、各国政府資料等

(出所) 財務省広報誌『ファイナンス』2016年3月号, 10頁。

http://www.mof.go.jp/public_relations/finance/201603d.pdf

※毎年5月ごろに財務省ホームページ上で最新の財務省型実効税率の国際比較が公表される。最新データについてはこちらを参照。

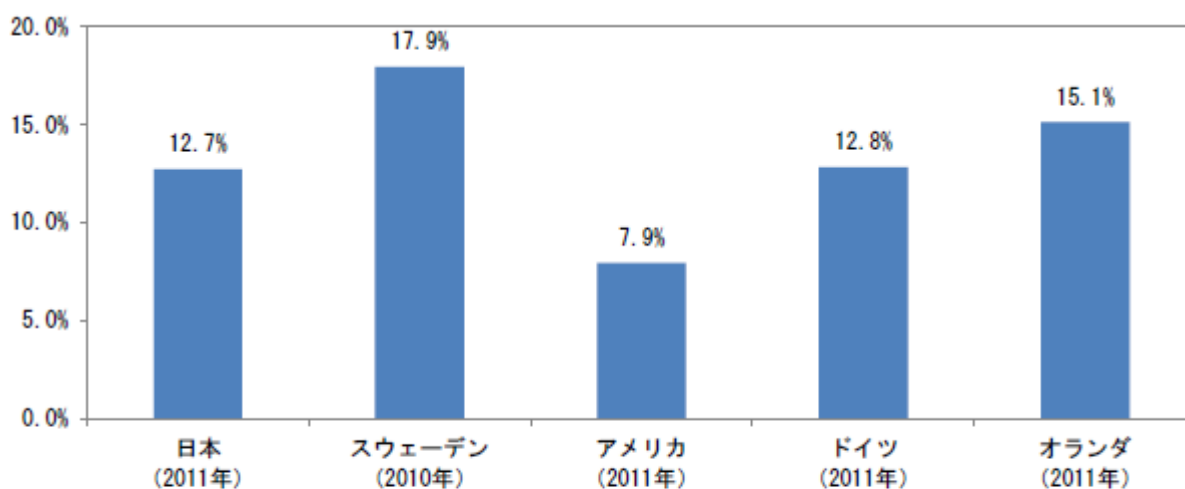
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/084.htm

財務省型実効税率の定義

日本の法人所得課税には、国税として法人税、地方税として法人事業税と法人住民税がある。法人税の計算において法人事業税が損金に算入されることを調整した上で、これらの税に係る税率を合計したものを法人実効税率と呼んでいる。それは、以下のように計算される。

$$\text{財務省型実効税率} = \frac{(\text{法人税率} \times (1 + \text{住民税率}) + \text{法人事業税率})}{(1 + \text{法人事業税率})}$$

③ 法人が負担する国税，地方税，社会保険料(事業主負担分)の合計額の GDP 比



注1 東京都主税局委託調査「スウェーデンにおける企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する調査」等により作成。

2 スウェーデンは2010年の数値、それ以外の国は2011年の数値である。

3 EU諸国及び日本の付加価値税（日本は消費税及び地方消費税）は最終消費者に転嫁されるとみなして、企業の負担をゼロとした場合の推計値である。

(出所) 平成 26 年度東京都税制調査会答申(2014 年 11 月 17 日)参考資料。

http://www.tax.metro.tokyo.jp/report/tzc26_toushin_20141117_03.pdf

3 法人所得に占める法人税課税ベース

法人税収のGDP比の内訳(2010年)

(単位:%)

	法人税収 (国・地方)/GDP	国・地方を合わせた 法人税率	課税ベース/法人所得	法人所得/GDP
日本	3.2	39.5	31.9	25.3
アメリカ	3.4	39.2	49.3	17.7
イギリス	3.1	28	63.4	17.2
ドイツ	2.2	30.2	48.9	14.7
フランス	2.1	34.4	47	13.3

(出所) 財務省広報誌「ファイナンス」2014年8月号, 8頁を基に作成。

4 欠損法人数の国際比較

	日本 (2012年度)	アメリカ (2010年)	イギリス (2011年度)	ドイツ (2009年)	韓国 (2011年)	
利益法人	76万社 (28%)	311万社 (54%)	98万社 (52%)	41万社 (44%)	25万社 (54%)	
欠損法人等 ^(注1)	197万社 (72%)	269万社 (46%)	91万社 (48%)	52万社 (56%)	21万社 (46%)	
全法人合計 ^(注2)	273万社 (100%)	580万社 (100%)	189万社 (100%)	93万社 (100%)	46万社 (100%)	
参考	GDP1兆円あたり	0.57万社	0.39万社	0.79万社	0.28万社	0.42万社
	(GDP)	(482兆円)	(1,495兆円)	(239兆円)	(337兆円)	(110兆円)
	人口10万人あたり	0.21万社	0.19万社	0.30万社	0.11万社	0.09万社

(注1) 「欠損法人等」とは、所得金額が負又は0となる法人(=欠損法人)及び繰越欠損金を控除した結果所得金額が0となる法人をいう。

(注2) 法人数は、日本は確定申告のあった事業年度数(清算確定分を除く。)、アメリカ・イギリス・ドイツ・韓国は法人税申告書数による。なお、アメリカについては、いわゆるS法人(約413万社)を含む。ドイツについては、法人形態をとらず、構成員の所得の段階でのみ課税される事業体(いわゆる人的会社:約41万社(統計の制約上、付加価値税登録者に限られる))が別途存在する。

(備考) GDP及び人口は2010年の数値。邦貨換算レートは、1ドル=100円、1ポンド=161円、1ユーロ=135円、100ウォン=9.41円(2013年11月中における実勢相場)の平均値。端数は四捨五入している。

(出典) 日本:国税庁統計年報、アメリカ:内閣蔵入庁統計資料、イギリス:歳入関税庁統計資料、ドイツ:連邦統計局統計資料、韓国:国税庁統計資料。

(出所) 政府税制調査会第2回法人課税ディスカッショングループ(2014年3月31日)資料。

http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/discussion3/2013/_icsFiles/afieldfile/2014/03/31/25dis32kai4.pdf